

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第157号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示の請求

異議申立人は、平成16年10月5日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成16年5月24日以降、広島県の関係各部署に「私が提出した抗議文を受付け、かつ、收受文書整理簿（名称が文書管理規定にない場合は、文書管理規定にそった簿書とする。）に登載した記録」及び当該抗議文で「広島県の見解を回答するよう要求していますので、広島県の各部署が把握している事実関係を踏まえた上で、適用した部内規定を含む法的根拠の内容、並びに広報広聴制度の規定を無視し回答しなかった理由等を記載している行政文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求に係る行政文書のうち広島県総務企画部管理総室行政管理室（以下「行政管理室」という。）が保有する平成16年5月30日付け抗議文2件、同年6月6日付け抗議文1件、同月27日付け抗議文1件及び同年10月3日付け抗議文1件の計5件の抗議文（以下「本件抗議文」という。）のうち平成16年6月6日付け抗議文に対して回答しなかった理由等を記載した文書について行政文書開示決定を行うとともに、本件抗議文を収受したことを記録した文書整理簿及び本件抗議文のうち平成16年6月6日付け抗議文以外のものに回答しなかった理由等を記載した文書について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、それぞれ平成16年10月19日付けで異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成16年11月28日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分は、「抗議文」が提出された事実やその後の処理結果を全く記録してい

ないというものであり、実施機関が抗議の事実を無視していることを明示している。しかし、抗議文を収受したことを文書整理簿等に記録せず、さらには、広報広聴制度の規定を遵守せずに抗議（苦情）に対して回答（説明）しないということを、担当者の一存で決めるとは考え難いことから、部内で決裁された記録は当然に存在すると考えられる。

- (2) 一般社会の常識として、苦情（抗議文）や質問があった場合には、これに真摯に対応して適切な措置を講じるものと理解しているが、実施機関は、苦情（抗議文）や質問を収受した事実を記録せず、法令等に基づかない任意に提出された文書に対して、回答義務を負うものではないと開き直り、時代遅れで、かつ、県民を無視した不当な行政を強行している。
- (3) 前述したように、常識的には存在していると考えられる苦情（抗議文）や質問を収受した際の記録及び回答しなかった理由を記載した文書等の全てを開示するよう要求する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 収受したことを記録した文書整理簿について

広島県文書等管理規則（平成13年広島県規則第31号。以下「文書規則」という。）及び広島県文書等管理規程（平成13年広島県訓令第5号。以下「文書規程」という。）において、収受した文書については、文書の余白に収受印を押印することとされているが、文書整理簿等については作成することとされておらず、本件請求に係る抗議文を受け付けたことを記録する制度はない。

このため、当該抗議文については、収受印の押印は行われたが、便宜上収受文書整理簿等を作成し、収受した事実を記録した文書を作成したという事実もない。

##### 2 回答しなかった理由等を記載した文書について

本件抗議文は、県政の不作为及び裁量権の濫用についての抗議文であるが、これらは法令等に基づく行政処分等を求める申請文書に当たらず、県が行政庁としての意思決定を行う必要はないことから、このような任意の文書に対して特段の回答義務を負わないものである。

平成16年6月6日付け抗議文については、行政監察を行う必要性についての判断を要したため、対応に関する文書を作成しているが、その他の文書については、今後の事務処理に影響を与えるような意思決定を要するものではなかったため、収受した文書については室内で供覧を行ったが、特に回答しておらず、対応に関する文書も作成していない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件請求について

実施機関は、本件請求に係る行政文書を、本件抗議文に関し、収受したことを記録

した文書整理簿及び回答しなかった理由等を記載した行政文書と特定して本件処分を行っている。そして、異議申立人も、「苦情（抗議文）や質問を収受した際の記録並びに回答しなかった理由を記載した文書等」の開示を求めていることから、以下、実施機関が本件抗議文を受け付け、かつ、収受文書整理簿又はこれに類する文書に登載した記録（以下「本件請求文書1」という。）及び実施機関が本件抗議文に回答しなかった理由等を記載した文書（以下「本件請求文書2」という。）の存否について検討する。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 本件抗議文について

当審査会において本件抗議文の内容を見分したところ、本件抗議文は、異議申立人が実施機関に対して行った開示請求及び異議申立て並びにこれらに係る質問書への実施機関の対応について抗議するとともに回答を求めるものであった。

### (2) 本件請求文書1の存否について

異議申立人は、抗議文を収受したことを文書整理簿等に記録しないことは考え難く、常識的には存在していると考えられる旨主張する。

一方、実施機関は、本件抗議文を受け付けたことを記録する制度はなく、また、便宜上収受文書整理簿等を作成し、本件抗議文を収受したことを記録した文書を作成したという事実もない旨主張する。

当審査会において、実施機関の文書規則及び文書規程を見分したところ、親展のものを除き、収受した文書の余白に収受印を押印することとされているが、収受文書整理簿等を作成し、収受したことを記録する旨の定めはなかった。なお、本件抗議文には実施機関の収受印が押印されており、実施機関は本件抗議文を受け付けていると認められた。

また、各種の請求、申請等については、その根拠となる規程等において、受付簿等に必要事項を記入することなど、受付方法が定められている場合があるが、前記(1)のとおり、本件抗議文は行政文書開示請求や異議申立てではなく、それらに関係する抗議文であるから、当該抗議文の受付方法を定めた実施機関の個別の規程は見当たらない。

そうすると、実施機関が、担当部署において収受した本件抗議文をファイリングして組織的に管理すれば業務に支障を来さないと考え、収受文書整理簿等を作成し、記録する必要性を認めなかったとしても不自然ではない。

このほか、本件請求当時の実施機関の個別広聴制度は、総務企画部秘書広報総室行政情報室広聴グループが担当し、「県政提言コーナー」などに寄せられる提言等を受け付けて記録していたが、平成16年5月、同年6月及び同年10月分の当該個別広聴制度の記録を見分しても、本件抗議文を受け付けた記録は見当たらなかった。

以上のことから、本件請求文書1を作成していないとする実施機関の説明は不自然とは言えない。

### (3) 本件請求文書2の存否について

異議申立人は、抗議（苦情）に対して回答（説明）しないということを担当者の

一存で決めるとは考え難いことから、部内で決裁された記録は当然に存在すると考えられ、また、苦情（抗議文）や質問があった場合には、これに真摯に対応して適切な措置を講じることが一般社会の常識であることから、回答しなかった理由等を記載した文書が存在する旨主張する。

一方、実施機関は、本件抗議文は回答義務を負うものではなく、行政監察を行う必要性についての判断を除き、今後の事務処理に影響を与えるような意思決定を要するものではなかったことから、室内で供覧を行ったが、対応に関する文書も作成していない旨主張する。

苦情等が寄せられた場合、実施機関が業務への影響の程度等を勘案するなどしてその対応を文書で検討することがあるとしても、抗議文は、法令に基づく行政処分を求める文書に当たらないから回答義務が生じるものではなく、また、実施機関の文書規程によれば、閲覧だけにとどめる文書等については上司に供覧しなければならないとされていることを踏まえ、本件抗議文の取扱いについては、実施機関が供覧のみ行って、口頭で対応を検討することは十分に考えられるため、本件請求文書2を作成していないとする実施機関の説明は不自然とは言えない。

#### (4) 本件処分の妥当性

したがって、実施機関が、本件請求に係る行政文書を保有していないとして不開示（不存在）とした決定は妥当である。

なお、本件請求は、特定個人が提出した抗議文に関する文書の開示を求めるものであるため、本来存否応答拒否とする余地があったとも考えられる。

しかしながら、実施機関が既に本件請求に係る行政文書を不存在とする本件処分を行っており、本件処分を取り消して存否応答拒否が妥当であると答申しても異議申立人の利益にならないことなどを考慮し、前記（2）及び（3）のとおり、本件処分の妥当性について実質的な判断をしたものである。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 2. 25	・ 諮問を受けた。
17. 3. 18	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 5. 31	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
17. 6. 14	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
17. 8. 30	・ 異議申立人から意見書を収受した。
17. 8. 31	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
27. 2. 24 (平成 26 年度第 10 回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 4. 20 (平成 27 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 6. 29 (平成 27 年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院准教授
横 山 信 二 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授